

* 刑事弁護SOSの登録者は、SOS発信後、緊急の電話アドバイスを受けられます。さらに、対象エリアにいれば、24時間以内に、**無料**で、弁護士の接見・面会をうけることができます。

接見・面会后、事件の解決のために引き続き弁護士を依頼したい場合には、弁護士と契約(委任契約)を結んで頂きます。この場合には、契約期間に応じた割引を受けることができ、以下の料金体系で弁護士を依頼することができます。

SOSを発信したら必ず弁護士と委任契約を締結しなければならないわけではありません。引き続きその弁護士に依頼するか否かは、SOS発信者と弁護士との合意により決まることです。SOS発信者は、委任契約を締結しない自由があります。

緊急接見費用

	割引額	東京23区内
非契約者	なし	¥50,000
刑事弁護SOS契約者	¥50,000	無料

* 別途交通費、夜間の接見等で宿泊を伴う場合の宿泊費等の実費が発生します。

* 東京都内であっても23区外の場合、都外の場合には、刑事弁護SOS契約者であっても、無料サービスの対象外となり、それぞれ、7万円(税別)、10万円(税別)の接見費用が発生します。

訴前(捜査)弁護着手金

刑事弁護SOS 契約期間	割引額	事案簡明な事件	通常事件	困難事件	裁判員裁判 対応事件	既払い額 (年払い)
1年未満(基本料金)		¥200,000	¥350,000	¥600,000	¥1,000,000	¥4,499
1年以上2年未満	¥10,000	¥190,000	¥340,000	¥590,000	¥990,000	¥8,998
2年以上3年未満	¥15,000	¥185,000	¥335,000	¥585,000	¥985,000	¥13,497
3年以上4年未満	¥25,000	¥175,000	¥325,000	¥575,000	¥975,000	¥17,996
4年以上5年未満	¥40,000	¥160,000	¥310,000	¥560,000	¥960,000	¥22,495
5年以上	¥60,000	¥140,000	¥290,000	¥540,000	¥940,000	¥26,994

* 上記はいずれも消費税抜きの金額であり、別途消費税がかかります

* 着手金とは、弁護士が事件を受任するにあたってお支払い頂く金額です。

* 「契約期間」の期間の計算は、最初の契約金のお支払日をスタート日として計算します。ただし、従前に刑事弁護SOSを発信したことがある場合には、契約期間は、従前の刑事弁護SOSの発信日をスタートとして計算します。

例)2017年7月7日に刑事弁護SOSの契約を締結、契約金を支払い、

2018年10月 刑事弁護SOSの発信 : 割引額は1万円(契約期間は1年以上2年未満)

2020年11月1日に再度、刑事弁護SOSを発信: 割引額は1万5000円(契約期間は、2018年10月から2020年11月まで、2年以上3年未満)※2018年に刑事弁護SOSを発信しているため、この日が期間計算のスタート日となり、2017年7月がスタート日とはならない。

* 少年事件の場合には、料金が、各5万円加算されます。

事案簡明な事件、通常事件、困難事件の分類

	自白事件	否認事件	身柄拘束あり	身柄拘束なし	示談交渉必要	示談交渉不要
通常事件	○		○		○	
事案簡明な事件	○			○	○	
事案簡明な事件	○		○			○
事案簡明な事件	○			○		○
困難事件		○	○			
通常事件		○		○		

* 示談交渉の要否は無関係

* 示談交渉の要否は無関係

* 事件は、主として、自白事件か否認事件か、身柄拘束があるか否か、示談交渉が必要か否か、という観点から、事案簡明な事件、通常事件、困難事件に分類され、それぞれ弁護士費用が異なります。

例えば、罪を認めている事件(自白事件)で、身柄が拘束されている場合は、示談交渉が必要な事件では通常事件(表の1段目)、示談交渉が不要であれば事案簡明な事件(表の3段目)に分類されます。

ただし、殺人その他一定の重大事件は裁判員裁判対象事件とされています。

裁判員裁判対応事件については、上記分類にかかわらず、裁判員裁判対応事件の費用が発生します。

訴前(捜査)弁護 成功報酬

刑事弁護SOS 契約期間	割引額	事案簡明な事件	通常事件	困難事件	裁判員裁判 対応事件	既払い額 (年払い)
1年未満(基本料金)		¥200,000	¥350,000	¥600,000	¥1,000,000	¥4,499
1年以上2年未満	¥10,000	¥190,000	¥340,000	¥590,000	¥990,000	¥8,998
2年以上3年未満	¥15,000	¥185,000	¥335,000	¥585,000	¥985,000	¥13,497
3年以上4年未満	¥25,000	¥175,000	¥325,000	¥575,000	¥975,000	¥17,996
4年以上5年未満	¥40,000	¥160,000	¥310,000	¥560,000	¥960,000	¥22,495
5年以上	¥60,000	¥140,000	¥290,000	¥540,000	¥940,000	¥26,994

* 上記はいずれも消費税抜きの金額であり、別途消費税がかかります

* 成功報酬は、通常の公判請求(起訴)を免れた場合、たとえば、不起訴処分を得られた時、略式起訴(罰金)で済んだ時、又は即決裁判手続きとなった時等に発生します。

* 身柄拘束解放(勾留阻止、準抗告認容、勾留の執行停止)等が成功した場合や、示談が成功した場合であっても、追加の報酬は一切発生しません。

* 少年事件の場合には、料金が、各5万円加算されます。

起訴後(公判)弁護着手金・・・起訴前から受任していた場合

刑事弁護SOS 契約期間	割引額	事案簡明な事件	通常事件	困難事件	裁判員裁判 対応事件	既払い額 (年払い)
1年未満(基本料金)		¥100,000	¥200,000	¥300,000	¥500,000	¥4,499
1年以上2年未満	¥10,000	¥90,000	¥190,000	¥290,000	¥490,000	¥8,998
2年以上3年未満	¥15,000	¥85,000	¥185,000	¥285,000	¥485,000	¥13,497
3年以上4年未満	¥25,000	¥75,000	¥175,000	¥275,000	¥475,000	¥17,996
4年以上5年未満	¥40,000	¥60,000	¥160,000	¥260,000	¥460,000	¥22,495
5年以上	¥60,000	¥40,000	¥140,000	¥240,000	¥440,000	¥26,994

* 上記は**いずれも消費税抜き**の金額であり、別途消費税がかかります

* 少年事件の場合には、料金が、各5万円加算されます。

* 身柄拘束解放(勾留阻止、準抗告認容、勾留の執行停止)等が成功した場合や、示談が成功した場合であっても、追加の報酬は一切発生しません。

起訴後(公判)弁護着手金・・・起訴後に初めて受任する場合

刑事弁護SOS 契約期間	割引額	事案簡明な事件	通常事件	困難事件	裁判員裁判 対応事件	既払い額 (年払い)
1年未満(基本料金)		¥200,000	¥350,000	¥600,000	¥1,000,000	¥4,499
1年以上2年未満	¥10,000	¥190,000	¥340,000	¥590,000	¥990,000	¥8,998
2年以上3年未満	¥15,000	¥185,000	¥335,000	¥585,000	¥985,000	¥13,497
3年以上4年未満	¥25,000	¥175,000	¥325,000	¥575,000	¥975,000	¥17,996
4年以上5年未満	¥40,000	¥160,000	¥310,000	¥560,000	¥960,000	¥22,495
5年以上	¥60,000	¥140,000	¥290,000	¥540,000	¥940,000	¥26,994

* 上記は**いずれも消費税抜き**の金額であり、別途消費税がかかります

* 少年事件の場合には、料金が、各5万円加算されます。

* 身柄拘束解放(勾留阻止、準抗告認容、勾留の執行停止)等が成功した場合や、示談が成功した場合であっても、追加の報酬は一切発生しません。

被害者側弁護

刑事弁護SOS 契約期間	割引額	着手金	成功報酬
1年未満(基本料金)		¥100,000	得られた経済 的利益の報酬 の20%
1年以上2年未満	¥10,000	¥90,000	10000円割引
2年以上3年未満	¥15,000	¥85,000	20000円割引
3年以上4年未満	¥25,000	¥75,000	30000円割引
4年以上5年未満	¥40,000	¥60,000	40000円割引
5年以上	¥60,000	¥40,000	50000円割引